

社会福祉法人二川目福社会 役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人二川目福社会の役員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

第3条 社会福祉法人二川目福社会の役員は、役員報酬は無報酬とする。

第4条 当福社会主催の役員会議に出席した場合は、1回の会議につき車代として1千円を支給する。支払方法は、現金支給とし後日支給する。

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別に旅費規程を定め実費支給する。

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

第7条 当法人は、この規定をもって社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。